

法 令 名	自然公園法 (昭和32年6月1日法律第161号) 徳島県立自然公園条例 (昭和33年7月8日徳島県条例第21号)
制 度 の 趣 旨	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。(法第1条)
指 定 地 域	(1) 国立公園（環境大臣指定） 瀬戸内海国立公園 ① 特別地域 ② 普通地域 (2) 国定公園（環境大臣指定） 室戸阿南海岸、剣山国定公園 ① 特別地域 ② 特別保護地区 ③ 海域公園地区 ④ 普通地域 (3) 県立自然公園（県知事指定） 箸蔵、土柱・高越、大麻山、東山溪、中部山溪、奥宮川内谷県立自然公園 ① 特別地域 ② 普通地域
規 制 等 内 容	(1) 特別地域内で許可を必要とする行為（法第20条第3項） ア) 行為内容 ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ② 木竹を伐採すること。 ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑦ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。） ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これに類するものの色彩を変更すること。 ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該地域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響が及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの イ) 規制内容 ① 第1種特別地域内では原則として不許可 ② 第2、3種特別地域内においては、当該行為が風致景観に著しい支障を及ぼす場合は不許可

	(2) 特別保護地区内で許可を必要とする行為（法第21条第3項） ア) 行為内容 ① (1) ア) の①②④から⑦及び⑨⑩⑮⑯の行為 ②木竹を損傷すること。 ③木竹を植栽すること。 ④動物を放つこと。(家畜の放牧を含む。) ⑤屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。 ⑥火入れ又はたき火をすること ⑦木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。 ⑧木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。 ⑨動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 ⑩道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑪前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの イ) 規制内容 特別保護地区内では原則として不許可 (3) 普通地域内で届出を必要とする行為（法第33条第1項） ①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。） ②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。(海域内においては、海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。) ⑥土地の形状を変更すること。 ⑦海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)
許可等手続	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[環境首都課 南部総合県民局 西部総合県民局] B -- 許可 --> A </pre>
照会先	県民環境部環境首都課（０８８－６２１－２３３０） 南部総合県民局保健福祉環境部環境担当（０８８４－２８－９８６０） 西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（０８８３－５３－２０６０）